

令和6年 4月 22日

保護者の皆様へ

川崎市 こども未来局
保育・幼児教育部 保育対策課

利用状況届（利用継続手続き）について

本市では、認可保育所等を利用している方の利用継続の手続きとして、子ども・子育て支援法第22条に基づき、年1回、保護者の保育要件（保育を必要とする事由）の確認が必要であることから、「利用状況届」の提出をお願いしています。

については、次のとおり書類の提出をお願いいたします。

1 提出が必要となる方

川崎市内に在住し、令和5年度以前（令和6年3月以前）から引き続き、保育所等に入所されている方 ※令和6年4月新規入所（転園含む）の児童については提出不要です。

2 利用継続手続きに必要な書類等

① 利用状況届（保護者の方に書いていただきます。）

② 保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由により必要書類が異なります。お勤め先に作成を依頼していただくものもあります。※保育を必要とする事由は、本市発行の教育・保育給付認定決定通知書に記載しています。

③ 提出用封筒（お名前等、必要事項を記入してください。詳細は裏面を確認ください）

提出確認		提出書類（必須書類）	
<input type="checkbox"/>		（各世帯につき1部提出が必要）	・利用状況届
父	母	保護者の方の 保育を必要とする事由	必要な提出書類等
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就労	・就労証明書（令和6年4月1日以降に雇用主が作成したもの） ※会社印等の押印は省略可 ※市ホームページよりダウンロードをお願いします。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就労（自営）	・就労証明書（令和6年4月1日以降に作成したもの） ※市ホームページよりダウンロードをお願いします。 ・自営の証明書類(写し) ・スケジュール表 ※市ホームページよりダウンロードをお願いします。 （昨年度から継続して自営業をしている方）直近の確定申告書(写し) （今年度から新規開業の方）営業許可証(写し)、開業届(写し)等
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	妊娠・出産 （就労中の方は除く）	・母子健康手帳（写し） ※出産予定日の確認できるページの写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	疾病・負傷等	・診断書 ・疾病・障害状況申告書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	心身障害	・障害者手帳(写し) ※障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をいいます。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護	・介護が必要となる証明書（要介護者の診断書、障害者手帳(写し)、介護保険証(写し)のいずれか） ・スケジュール表 ※市ホームページよりダウンロードをお願いします。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就学	・在学証明書（令和6年4月1日以降のもの） ・時間割又はスケジュール表 ※スケジュール表は市ホームページよりダウンロードをお願いします。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	求職活動又は 起業準備	提出書類なし（ただし、2か月間の保育所等利用となり、状況が変わらない場合は、原則、退所となります。必ずお住まいの区役所・支所に相談してください（※問い合わせ先は裏面に記載））
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他	上記以外に提出の必要な書類がある方は、お住まいの区の区役所児童家庭課までお問い合わせください。

提出書類の御不明点については、お住まいの区の区役所児童家庭課までお問い合わせください。

裏面に続く

・提出書類等のダウンロード先

「令和6年度認可保育所等の継続手続き（利用状況届）について」

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000149240.html>



↑QRコード

3 提出期限、提出先

令和6年5月20日（月）までに

原則、在園している保育所等へ提出してください。

保育所等へ提出の際は、同封の封筒表面に『在園施設名』・『児童名』・『保護者名』を記載し、封をして提出してください。

※複数のお子様が継続入所されている場合は、必要書類は世帯で各1部となります。

※きょうだい別々の園に通われている場合は、**最年長のお子様の保育所等へ提出してください。**

※きょうだいに新規入所（転園）児童がいる場合でも、別に継続利用の児童がいる場合には、提出をお願いします。

期限までに保育所等に提出できなかった方は、お住まいの区・地区の区役所児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当まで直接御提出ください。（郵送可）

【問い合わせ先】

川崎区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒210-8570 川崎区東田町8	TEL：044-201-3219
大師地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当 〒210-0812 川崎区東門前 2-1-1	TEL：044-271-0150
田島地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当 〒210-0852 川崎区鋼管通 2-3-7	TEL：044-322-1999
幸区役所 地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒212-8570 幸区戸手本町 1-11-1	TEL：044-556-6688
中原区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒211-8570 中原区小杉町 3-245	TEL：044-744-3263
高津区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒213-8570 高津区下作延 2-8-1	TEL：044-861-3250
宮前区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5	TEL：044-856-3258
多摩区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒214-8570 多摩区登戸 1775-1	TEL：044-935-3297
麻生区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒215-8570 麻生区万福寺 1-5-1	TEL：044-965-5158